

2022年6月24日
西日本電信電話株式会社

契約約款の変更届出及び公表漏れに対する総務省からの指導について

当社は本日、電気通信事業法に基づく契約約款の変更届出及び公表漏れに対し、総務省より「指定電気通信役務に係る適切な事務処理の徹底等について」の指導文書を受領いたしました。

今回の事案に関しまして、総務省ならびにご関係各位には多大なご迷惑、ご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今回の指導を厳粛に受け止め、法令順守の徹底に取り組んで参ります。

(経緯)

当社は、電気通信事業法に基づき契約約款の届出及び公表を実施しているところですが、2022年2月1日からのフレッツ光サービス「フレッツ光ライトファミリータイプ」及び「フレッツ光クロス」に関する料金変更（月額利用料の割引）について、総務大臣にその旨を届出、公表すべきところ、当該手続きに漏れがあったことが判明し、この度、総務省より指導を受けました。

(本件に関するご利用者への影響)

本件に係るフレッツ光サービスの料金変更（月額利用料の割引）については、2022年1月27日に弊社公式HPにてお知らせを掲載しており、お客様からお申込みいただいたものは、料金変更（月額利用料の割引）を適用しております。